

第9回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年9月 14 日(木) 13 時 30 分～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・当時の担当職員への聴き取り事項等についての意見交換	

1 開 会 (13時30分開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- ・当時の担当職員への聴き取り事項等についての意見交換

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会第9回会議を始めます。早速議事に入ります。

次第の1ですけれども、検証対象の法令に係る県の行政対応に関する当時の担当職員への聴き取り事項等について意見交換をしていきたいと思えます。

資料は、1枚めくっていただいて、確認を要する事項ということで、森林法から順番に付けています。まず、これを説明していただくのですけれども、あと、もう一つ、この前整理した論点で、一応これはこれで決定しているのですけれども、今日、例えば、ここにさらに追加をしたいといったこともありましたら、併せて、確認事項の説明をしていただきたいと思えます。

それでは、まず森林法の関係からよろしくお願ひします。どういった論点を踏まえて、ここを確認したいということで説明をお願いします。

大川井課長、お願ひします。

○大川井森林保全課長

森林法の関係につきましては、整理ペーパーのほうで整理させていただいた期間の四つに区切って、確認すべき事項をまとめてみました。

1番としては、無許可開発の発覚と復旧指導を行っていた期間ということで、この期間に聞く確認したい事項としては3点。

一つ目は、植栽のみで原型復旧を指導しなかった理由。

2点目としては、復旧工事の指導内容の検討に当たり、市が東部農林事務所に提出した顛末書や事業者の主張の影響があったのか。事業者の主張というのは分譲地の購入者に6月中に引き渡す必要があるという話が事業者からありましたので、そういったことの影響があったのかどうか。

3点目としては、森林法に係る無許可開発を行った[]に悪質性を感じていたかどうか。ここについては、ほかの開発地で[]から[]へと事業者が代わったということもありましたので、このときも職員が悪質性を感じていたのかどうかということも確認したほうがいいかなということで挙げています。

2番目の項目としては、林地開発許可と造成工事の中断というこの期間について、確認すべき事項を挙げてあります。

上から読み上げますが、林地開発許可申請書について、審査及び審査結果の確認はどのように行ったのか。

2点目としては、仮設沈砂池について、適正に設置されていたか。現地確認に行っているんですが、それがどうであったか。

3点目としては、D工区への土砂搬入について、地盤高を計画高まで上げるためのものであれば、目的外工事とはいえないという復命があるのですが、その後、地盤高の確認を行ったのかどうか。

その次が、[]の経営が悪化しているとの情報を受けてから、事業者への連絡はどのように行っていたのか。

それから、事業が中断した場合、最低限でも実施しておくべき防災施設として何を想定し指導していたか。

その次が、2011年3月に指導文書を出しているんですが、その発出した意図はどういった意図であったか。

その指導文書が、その後戻ってきてしまうのですが、その事業者に連絡できる方法を探したのか。

それから、最後が、森林法第189条（掲示）による命令の通知は検討しなかったか。これは、森林法の189条に、相手方に連絡がつかないときとか、相手方が不明なときは掲示することによって通知したこととみなすという条文があるので、それを検討したかを確認したかどうかということです。

三つ目の期間としましては、造成工事の中断期間について確認すべき事項です。

1点目は、事業者への連絡を試みたか。記録は、だんだんなくなっていくのですが、記録がないだけで電話はしたのかとか、そういったことは確認すべきかなと。

2点目としては、定期的な現地確認は行っていたのかどうか。記録があるものだけなのか。

それから、自分の次の担当者への引継書で、しっかり引継ぎをしたかどうか。そういっ

たことを確認すべきかと思います。

最後、4番目の期間ですが、地位承継による事業の再開。ここでは2点挙げていますけれども、■■■■は県の指導に従わず、許可内容以外の開発行為を行う可能性があると感じたかどうか。

2点目としては、■■■■への中止命令は検討したか。以前、中止命令をかけたかどうかという議論もあったので、そういったことは、地位承継後も検討したかどうかを確認したほうがいいかなということ挙げてあります。

以上でございます。

○内藤総務局長

検討して見送ったとしたらなぜ見送ったのかと、そういうのを聞くということですよ。

○大川井森林保全課長

そうですね。はい。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

今の説明に対して、御意見等ございましたらお願いします。

清水さん。

○清水総務局参事

これは、ほかの聴き取り調査をする相手方がある、法令で聴き取り調査するものに共通するのですが、全般的なこととして、前所有者や現所有者を含めて、森林法による行政対応の関係者が、東部農林等の職員にどういう態度で接し、どういう方たちだったのかということも聞いたほうがいいかなと思ったり、どういう態度で接してきたのか、そんなことも確認したほうがいいかなと思いました。

あとは、全般的な論点として、熱海土木とか東部健福との連携、その関係はどうだったかということが論点に入っているものですから、実際当時、御対応された方々が、ほかの事務所とどういう関係か、どういう感じだったのかということも、実態的な部分を確認できるなら確認したほうがいいのかなと思いました。

あと1点、教えていただきたいのですが、先ほど、確認事項の4番の1ポツ目を確認するというのは、どういう事実関係があってそれを確認しようという、その意図的な部分のはどういうところがありますか。

○大川井森林保全課長

地位承継した時に、中止命令をかけるかどうかというのは、やはりその人がしっかりその地位承継した事業を実行してくれるのかどうかということがあると思うんです。

なので、全然悪質で、もうやってもらえる感じがなかったら、もしかすると中止命令のような話もあるかもしれないですが、そういったことを感じていたかどうかというところから。

○清水総務局参事

分かりました。

私は、以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

大川井課長、お願いします。

○大川井森林保全課長

今、御指摘いただいた中で、前所有者や現所有者等の事業者が、どのような人たちだったのかというところの質問の意図としては、1番の3ポツ目の「悪質性を感じたか」。あと、今話があった4番の1ポツ目の■■■■が開発許可以外のものをやると感じたか。そういったもの。

○清水総務局参事

それに包含されている感じですか。

○大川井森林保全課長

ええ。

○清水総務局参事

分かりました。

○内藤総務局長

そのほか、御意見をお願いします。

よろしいですか。またありましたら後でもいいですから。取りあえず森林法はこれで決定して、次の都市計画法ですね。

福田課長、お願いします。

○福田土地対策課長

私のほうですが、これを出した後で付け加えることもあり、資料を別途作りました。

○内藤総務局長

これは差し替えということでもいいですか。

○福田土地対策課長

そうですね。差し替えでお願いします。実は、そんなには変わっていません。

都市計画法ですが、もともとの提言の内容が二つあって、業者への指導が適切であったかという点、もう一つが、技術的助言が適正になされていたかという点ですが、平成17、18のあたりで、はっきり二つに分かれますので、それを想定して、誰に聞くかというのも考え合わせながら作ったのが、この聴き取り事項になります。

業者に対する指導は、なるべく早く始められたらより効果的であったのではないかと、この辺のことがこの1番、2番になっていまして、3番は後から■■■■の記事に載ったこともあり、付け加わっています。

そして、4番以降が、さっき言った技術的助言に関わる部分。4番は両方ですが、4番、5番が技術的助言が適切になされたかということの観点から作られた事項になります。

まず、1番、無許可開発の着手の時期ですが、2003年2月6日という公文書が一番最初ですが、2002のうちに恐らく始められていたんであろうというのは想像できるものですから、ここは2002から2003としてあります。2003年2月6日の公文書を見ていただくと、いきなり土地対策室長が入っているんです。土地対策室長がいきなり現れるわけではないので、もうその前に行っていたであろうと、私も想像がついておりました。

ですので、このような書きぶりになっていますが、2003年2月6日の土地対策室長を加えての現地調査以前に、事務所では現地調査を行っていたかというのがまず一つ。当然、いきなり調査に行くわけもないので、その調査に至ったきっかけは何だったのかということがもう一つ。

○内藤総務局長

その辺は文書は残っていないんですか。

○福田土地対策課長

文書は、今までにも言っていますが、基本、今、我々がホームページで開示している文書がこれで全てになります。土地対策室に残っていたもの、熱海土木にあったものですが、前にいた者にも聞いてみたんですが、今、ホームページで開示されているものは、土地対策室に残っていたものがほとんどで、熱海土木からもらった文書はほとんど入っていないです。だから、熱海土木のほうで捨ててしまったのかと思います。

○内藤総務局長

いつも不可解なんですけれども、C工区っていうのは完了していたということですか。

○福田土地対策課長

そうです。なぜか完了しているんです。

○内藤総務局長

だから廃棄した。

○福田土地対策課長

かどうかわかりません。その背景はちょっと。また、事務所においては、無許可開発地についていつ頃からどのように把握していたか。宅造法の関係や風致地区条例の関係で、いろいろ許可が出ていましたので、その時点で把握はしていたと思われます。ただ、ああいう形で無許可造成に至ったという把握をしたのが、いつなのかということです。

それから、現地調査時点で造成工事がかなり進んでいるように見える。当時、事務所では無許可開発の着手はいつ頃からと考えていたかというのが3ポツ目になります。

2番も、要するに着手がいつ頃からだったかという関連の質問になりますが、土採取等規制条例の届出の有無ということで、もともと⑤工区の宅造のための土取り場であり、土採取等規制条例の規制対象であったはずだが、熱海土木では届出を受理していない。

私が聞いたところによると、土木で届出の受理という一覧表があるのですが、その中に■■■■が入っていないということでした。

公文書を見ると、不備による返戻と書かれているのもあったり、補正と書かれているのもあったりではっきりしないんですが、不備により返戻・補正などの記録が見受けられるが、届出に関し業者への指導は行っていたのか、当然、受付はしないまでも1回届出書らしきものが出てくれば、それに基づいて指導は行っていくはずですから、こういう文言になっております。

それから、現地の土採取行為に対し、条例に基づき、行為停止は指導しなかったのか。届出が出ていないので、これはちょっとあり得ないと言えども、あり得ないんですけれども、もしかすると届出が出ている可能性もあったので、こんなふうに書きました。

ただ、熱海土木の中で、都計法に関しては都市計画課。土採取に関しては、用地管理課が所管している。用地管理課の職員は、実は今回全然私もピックアップしてなくて、都市計画課に聞けばいいと思ってここに載せたんですが、恐らく■■■■、■■■■に聞いても、ちょっとこれは分からないだろうなという想定があります。一つ目です。

○内藤総務局長

そうすると、その当時の用地管理課の職員に聞かなくていいですか。

○福田土地対策課長

そうなんですよね。ただ、恐らく都市計画課が、無許可開発のことでいろいろやっている中、土採取条例のこともきっと同じ事務所内の課なので聞いているはずなので、ある程度のことは恐らく都市計画課の職員に聞いても分かるのではないかと考えました。

○内藤総務局長

それは、今までのいろいろな話を聞いていると、同じ熱海土木で課が違うとやっぱり連絡がよくできてないとかということもあったので。

○福田土地対策課長

そうですね。このところは、今回の聴き取りの中で拾えないようなら、用地管理課の誰かをピックアップして聞いてみたいと思います。

○内藤総務局長

一番覚えていそうな人。

○福田土地対策課長

そうですね。

3番です。■■■■の記事の関係です。■■■■の記事の実体についてということで、県の公文書D64を、■■■■が20年前の土砂崩れという記事にしてくださったんですが、公文書は位置図と画像のみで報告記録がないが、現地調査はいつ何の目的で行ったものか分かっていません。

恐らく3人ぐらい事務所から行っているんです。行っていけば、通常、復命をしていると思われまして、それだけのメンバーで行くとなれば、何の目的で行ったんだろうというところですよ。

それから、現地ではどのような現象、記事だと土砂崩れと書かれていましたが、実際にそういう土砂崩れのようなものなのか。それとも、雨水が流れただけで、上をさらっていっただけのようなものなのか。その辺の実体を知りたいと考えています。どのような現象が発生していたのか。どうやってそれが生じたのか、どうやって確知したのかということですよ。

それから、現地には大量の倒木・伐採木等が放置されていたが、事業者に対し、撤去・処分などを指導したかということですよ。ここは、例えば廃棄物の部署に連絡したとか、そういった関連部署にも知らせたのかというのは、一緒に聞きたいと思っています。

ここから、望月課長が付け加えてくださったところなんですが、熱海市調圧槽への通路が不通となることから、熱海市へ情報提供もしくは熱海市での復旧はされたのかということですが、これはいいですか、そのままです。

○望月盛土対策課長

いいです。

○福田土地対策課長

で、D55、「谷状箇所」の倒木が集められており、このまま埋められてしまう可能性」を県庁は指摘。その後の指導はということなんですが、これも、3ポツ目ですかね。

○内藤総務局長

この3ポツ目と5ポツ目は同じ話ですか。

○福田土地対策課長

そうですね、つながりは。いいですか、望月課長。そういうことで。

○望月盛土対策課長

ただ、同じところに入っていたんじゃないかな。違う事例。

○福田土地対策課長

違うと思います。

○望月盛土対策課長

ですよ。同じ復命なのか、それとも違う時点の復命なのかという。

○福田土地対策課長

D55とD64は違いますよね。D55は、ここに書いてあるとおり3月。D64は5月末日だと思うんです。

○内藤総務局長

もちろんこれはこれでいいと思うんですけども、一応どこかというのを確認したいですよ。要は、地図でいうとどこなんだということ。

○福田土地対策課長

ちなみに、結論を言ってしまうと、このことについて、この前、■■■■、■■■■に聞いてみたら、2人とも知らない。

■■■■に至っては全く知らない、■■■■も覚えがないと言っていたので、頼りになるのが■■■■だけです。■■■■は行ったというのを覚えていて、ただ、20年前なので覚えていないという言葉が後ろにくっついている現状です。だから、ほんとうに皆さん印象にないんですよ。

○内藤総務局長

この写真を見てもらって。写真を撮った人がいるわけですよ。

○福田土地対策課長

そうです。

○内藤総務局長

何とか思い出していただいて。

○福田土地対策課長

たくさんで行っているし復命もしたはずなのに、そんなに覚えていないということがあるのかなと思いました。恐らく、復命は届いていないのでしょうね、添付もされていませんし。なので、■■■■は見ていないんだと思います。

4番のあたりから、ちょっとまた視点が変わってきます。まず、1ポツ目、2ポツ目は、この上からとのつながりがあります。■■■■への措置命令の内容、土砂の流出防止措置なんですけど、当時どのように検討・決定されたのか。悪質な業者であり、原状回復を命じるべきではなかったか。ちょっとこれはうがった見方になりますが、熱海市への配慮などがあったのかということです。一般的には、こういう不法行為が行われていれば、原状回復が前提だと思う。さっき森林法のところでも出てきましたが、それがほんとうだったと思うんですが、非常に軽い措置に収めているという印象があります。その辺もここで聞きたい。

2ポツ目は、違法造成地に関し、■■■■の排除後、新たな事業者が現れてしまったんですが、どのような想定をしていたか。これは、そこまで想定していて、こういった措置命令の内容になったのか。それとも、とにかく、■■■■を排除してしまえば、ここは終わるんだという印象でやっていたのか。その辺を聞きたいということです。

○内藤総務局長

これは、もう■■■■が変わる、誰かを入れるということを想定していたのかということですか。

○福田土地対策課長

それは、あり得ないと思うんです。ただ、ここは、将来的にも開発適地として存続していくという印象でやっていたのか、それともここに関しては、もうこのまま森林に戻るぐらいの印象で指導してきたのか。そこまで考えが及んでいなかったのか。

裏面に行ってくださいまして、先ほどの土砂流出防止措置の関係になりますが、2003年9月の防災工事の承認後、2005年6月の完了届の受理まで1年半以上かかっています。どのような事情があったのかということです。

それから、完了届の受理後、2005年6月に完了届が出ていますが、検査は事務所職員により遺漏なく行われ、検査の結果、適正と判断されたのかということです。

それから、前任者からの事務引継において、■■■■に対する措置命令に関し、どのような引継ぎを受け、どのような対応方針を取っていたか。

これは、前に、望月課長が言っていたところですけども、17年4月1日をもって事務所の対応に温度差があるということを入れました。確かに私もそうだなと思っています。

もう1枚お配りした聴き取りの対象職員の表を見てもらっても分かる通り、■■■■、■■■■、それから■■■■がいたときと、それからその次でくっきり、17年だったか、二つにメンバーが分かれています。

■■■■、■■■■、■■■■。ここが16年までいました。17年からは、■■■■、■■■■、■■■■というふうにメンバーがくっきり分かれていますので、■■■■に対してどういう対応をするかというのは、ここでどんな引継ぎがされていたのかです。

粛々と土砂の流出防止措置をさせればよいよ、というものだったのか。それとも、それ以外に、ちょっと気をつけろよ、というような話があったのか。そこを聴き取りたいと思っています。

実際に、事務所としては、17年から、■■■■。この段階で、次の■■■■が現れてきているので、それに対しての対応もあったと思うんですが、その辺をここで聞きたいということです。

5番になりますと、開発許可権限の移譲に伴う熱海市への引継ぎが適正になされていたのかということですが、■■■■への是正指導等に関し、2003年9月、防災工事承認以降の公文書が、県保有公文書中に存在していないが、権限移譲に伴い、市に引き継いだためか。

これは、■■■■が本庁で権限移譲の事務を行っていたんですが、■■■■に聞いたところ、その辺は自分じゃ分からない、という話がありました。当時いた■■■■がその辺は恐らくは覚えているとは思っているので、聞いてみたいと思います。ちなみに、■■■■からは、これは■■■■に関してはもらっていない、と否定しています。

2ポツ目です。■■■■が本件宅造に参入することとなった経緯がこれですね。■■■■がどこから現れたのかというのが、よく分かりません。事務所では、■■■■との関係性についてどのように確認し把握していたか。何となく■■■■との関係性は薄々分かるんだけど、明らかな否定ができないので参入を許していたのか。それとも全く関係ないと思っていたのか。もう第三者法人だからいいと思っていたのか。その辺を聞きたいと思っています。

それから、■■■■による開発許可申請に関し、熱海土木が18年3月17日に受理し、権限移譲を挟んで、市が18年4月11日と、スピード開発許可していますが、事務所では権限移譲までの間の審査・指導及び権限移譲後の助言等はどのようなものであったかです。

ちなみに、■■■■に、つい先日電話したものですから、ちょっと聞いたら、全然、熱海市とやり取りがなかったと言っていました。

これは、■■■■の話とも一致するのですが、どうも没交渉になっていた感じで、権限移譲をしてしまった後は、熱海市から県に対し「教えて」という話もしていなかったり、「ここはどうやって解釈したらいいの」というような話もしていなかったようで、当然それに応じて、熱海土木から返すわけもないので、熱海土木のほうも特に連絡は取っていなかったようです。その辺を本人から聞きたいと思っています。

恐らく熱海市関係の事務は、■■■■が当時全部やっていたのかなと思うので、本人

から聞こうと思っているのですが、2005年・平成17年、熱海市の■■■■が熱海土木に出向していたが、熱海市に関する事務手続関係は全部■■■■がやっていたが、■■■■の開発許可申請は、■■■■が熱海土木でやって、そのまま持っていったのかということ。そこを聞いてしまいます。

それから、これは論点の中にもあったのかな。開発許可権限の移譲の前後、当該事務の運用等に関し、県から市に対しどのような支援を行っていたか。研修の実施、マニュアル等の提供、質問等への対応など。

研修ぐらいはやっていた気がするのですが、これは■■■■の範疇になると思います。一般的に、当時、こういった開発許可権限の移譲をやっていたとき、こういったものをやっていたはず。です。

という形で以上になりまして、今、私のほうで、ヒアリングの対象職員をピックアップしてまして、既に、■■■■、■■■■、■■■■には何回か話を聞いているんですが、この3人と、■■■■が、今、■■■■で再任用で入っているので、ここで入れました。それから、■■■■に電話したら、最初、何で俺なのと言われたのですが、なぜ■■■■を入れたかという、17、18と連続でいる職員は■■■■しかいないんです。ですので、■■■■はちょっと欠くことができないと思って入れました。最初はかなり嫌そうな口調でした。

○内藤総務局長

ということは、■■■■じゃなくて、もっと詳しい何々さんがいるということではなくて。

○福田土地対策課長

それは、いないと思います。ただ、当時の職員に聞くと、大体こぞって名前を言うのは、■■■■がいたんですが、その職員がすごくしゃかりしていて、■■■■もまず当時の職員でいろいろ仕事を教わったり、事務を一緒にやっていたのは誰ですかという、■■■■とまず最初に言って。ただ、その後、国へ行ってしまったんです。

○内藤総務局長

今。

○福田土地対策課長

はい。いないですよ。聞きようがないんです。

○内藤総務局長

国というのは。

○福田土地対策課長

■■■■■。

○清水総務局参事

派遣されているということですか。

○福田土地対策課長

派遣だと思うんです。

○清水総務局参事

場合によっては、東京出張で。

○内藤総務局長

呼ぶわけにいかなければ、こちらから東京のほうに行って聞いてくる。

○福田土地対策課長

私と■■■■■は、■■■■■で一緒にいた職員なんで、すごく心安く話が聞けるんですが、残念ながらちょっとここにいない。

○内藤総務局長

本当は委員会としてこの場に呼んでというのが原則ですけども、ちょっとそこは、福田課長も委員の一人なので、行っていただいてヒアリングするというのも考えたいと思います。

○福田土地対策課長

そういう経緯で、■■■■■が入っています。ちなみに、清水さんにはちょっと言っていますが、■■■■■、今、業務員という名前だったかな。実際にいるのが、残念ながら裾野市に詰めていまして、早めに言ってもらえれば、裾野市から週に1回ぐらいはこちらに来ている、定期的じゃなくて来ているみたいで、そこと一緒になるといいねという話をしたら、「そうですね。なるべく早めに言ってもらえれば調整できるかもしれません」、「私の身分というのが完全にもう県と離れてしまっている」と。なので、「もし呼ばれてこうして行くにしても、それは有休もないんです」と。だから、そのまま給料から引かれてしまうらしい。なので、■■■■■のほうで業務とみなしてくれるのが、本当は一番いいんですが、その辺の調整をお願いできたらなと思います。

○内藤総務局長

■■■■■ですか。

○福田土地対策課長

そう。■■■■■■■■■■です。

○内藤総務局長

それは派遣。

○清水総務局参事

誰か県の人が行っていますからね。

○内藤総務局長

行っていますよね。

○福田土地対策課長

見たような顔ばかりでした。

○清水総務局参事

総務畑とかに。

○内藤総務局長

出張扱いにできないかということですよね。

○福田土地対策課長

それとこの表の6人目。■■■■■■■■■■ですけれども。

○内藤総務局長

■■■■■■■■■■、来てくれるんですか。

○福田土地対策課長

いや、だからどうするかなど。

○清水総務局参事

■■■■■■■■■■は、もし聞くんだったら行く感じかなとは思いますが。

○内藤総務局長

こちらから？

○清水総務局参事

ええ。

○内藤総務局長

■■■■には、僕らも1回会っていて、何かあったらいろいろ教えてくださいと頼んであるんですけども。無理なら我々のほうから行くというのも考えたい。

○福田土地対策課長

そうですね。それが可能なら話はしやすいですかね。

○内藤総務局長

■■■■だったら、この場所とかは分かるんですかね。写真とか。

○福田土地対策課長

どうでしょう。その時点の現地には詳しくないかな。熱海土木が一番詳しいはずなので、■■■■、当時だったら■■■■です。

○内藤総務局長

■■■■、■■■■。

○福田土地対策課長

写真をこの前見てもらったと思いますが、そもそも■■■■は行った覚えがないような感じでした。

○内藤総務局長

もう、誰が行ったというのは分からないんですよ。写真しか残ってなくて。

○福田土地対策課長

■■■■がどこまで分かるか。■■■■はそこに行った覚えがあると言っていましたので。

私は以上になります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

委員の皆さん、何か御意見、御質問等ありましたらお願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いいですか。

○内藤総務局長

杉本さん、お願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今日いただいたこの対象職員名簿について、当時の所属は書いてあるんですが、できたら役職や事務分掌が何だったのかということも分かるといいと思いました。どのぐらいの立場の人だったのかということです。

○福田土地対策課長

事務分掌は、分からない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

役職は既に分かっています。ちなみに、 は何だったんだろう。

○福田土地対策課長

主査です。主査だけれども、ほぼあの中でトップでやっていました。

○内藤総務局長

片山さん。

○片山廃棄物リサイクル課長

伐採木とかの関係ですが、場所は聞いてみますか？どこにあったか。

○福田土地対策課長

 が頼りなのですが、どこだったか聞いてみます。

○内藤総務局長

大量の倒木・伐採木等が放置されていた。まず、場所はどこなのか。かつ事業者に対して撤去処分等を指導したか。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。あと、廃棄物部署へ連絡したか。

○福田土地対策課長

はい。それを聞きます。

○内藤総務局長

3ポツ目は今のとおり、場所と指導したか、連絡したかの3点。ここD55についても、

場所はどこですか。その指導は。それと廃棄物部署へ連絡したのかというところ、同じように聞ければいいですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうですね。はい。

○内藤総務局長
片山さん。

○片山廃棄物リサイクル課長
1個思い出しました。平面図で落としたときに、空白地域があった気がしたのですが。黒い家（④区域と⑤区域との間に建つ家のこと。以下同じ。）のところで、平面図で各法令を落としていったときに、空白があった気がしたのですが。

○福田土地対策課長
あります。黒い家のところ。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうそう。あそこは、何か聞けるんですかね。

○福田土地対策課長
あそこは、18年ぐらいの話ですね、たしか。

○内藤総務局長
黒い家のところ。

○福田土地対策課長
そう。道路までは開発許可になっているのに、なぜかここが四角く。

○片山廃棄物リサイクル課長
そうです。

○内藤総務局長
あそこはだから開発……。

○福田土地対策課長
これですよ。ここですよ。

○内藤総務局長

そう。これは何なんですかね。開発許可のエリア外という。

○福田土地対策課長

エリア外です。④区域、⑤区域でもない。

○内藤総務局長

ということは、そもそも県がタッチしてないと。

○福田土地対策課長

そうですね。本来だったら宅造が出てくるべきだったのですが、出ていなかった
ので。

○望月盛土対策課長

恐らく宅造も入っていたけれども、面積が狭いから、そこだけ先行して売却したの
ではなかったかな。

○福田土地対策課長

■■■■が違法に手をつけていたような、書きぶりがされていましてよね。経緯がよ
く分からないです。そこは特に記録もないし。

○内藤総務局長

違法にと言われると、気づいてなかったということか。違法にやっていたとすると、や
はり何らかの指導が必要なのではないかと思うのですが。

○内藤総務局長

大川井さん。

○大川井森林保全課長

ちょっと森林法のほうにつながる話ですが、先ほど清水参事から言われた、この事業
者が■■■■になったときに、■■■■が、この時点で既に悪質性があったのかどうか。
多分、森林が気づいたときは、もう既に■■■■だったので、■■■■はもう出てこない
んですよね。このときは、どうだったのかというのは確認することはできますかね。

○福田土地対策課長

できます。はい。

ちなみに、■■■■に関しては、この前、■■■■から聞いた話ですけれども、14年
12月26日で開発許可を取っているんですけれども、その時点でもう悪質な業者と把握し

ていたと言っていました。排除しようと思っていたと。もしかすると、■■■■にもそういう印象があった可能性はありますよね。

○内藤総務局長

■■■■の悪質性を感じていたか、■■■■に対して。森林の時と同じような聞き方。

○福田土地対策課長

そうですね。業者に対する印象みたいな聞き方。■■■■に聞けばいいのか。

○内藤総務局長

どういう態度だったかですね。こうした指導に対して。

○福田土地対策課長

そうですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

一ついいですか。

○内藤総務局長

杉本さん。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今の、■■■■の関係ですが、この話は、1の発生原因のメカニズムのほうにもいろいろこの記者さんは言っているの、何というのかな。あそこに湧水があったのかどうかとか。そういう土木的な見方を見たときに、あその地形がどうだったのかというところは、■■■■であれば、ある程度、話が聞けるかと思うので、そちらでも何かちょっと確認したいと思っています。

○望月盛土対策課長

参加しますか、聴き取りに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこは、■■■■の話には入りたいと思っています。そういう点も確認したいですね、ぜひ。実際にそこに行ったときに既にもう木が植えられていたのかどうかという話も分かるかもしれないし、現場の状態がどうだったのか。初めて行ったときの現場の状態がどうだったのかという、そういう話をぜひ聞きたいですね。

○望月盛土対策課長

■■■■■■にも言っておりますから、杉本課長がもしかすると参加するかもしれないので。

○内藤総務局長

もしくは、項目がこれとこれと分かれば、今度の会議の時までに加えたいので、清水参事にメールを送っていただければと思います。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○片山廃棄物リサイクル課長

今のところ、いいですか。

○内藤総務局長

片山さん。

○片山廃棄物リサイクル課長

今のところだと、原因究明という意味ではなくてという、そういう意味でのヒアリングも範囲でしたか？

○内藤総務局長

実は、この委員会は原因を突き止める委員会ではないんです。ただ、せっかく聴き取りをやるので、ということですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

当時の現状を聞くという感じなんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。当時の現場の状態がどうだったのか。

○内藤総務局長

結果的にそれは本当に原因になったかどうか、当時も今も分からないと思うんですが、何か、これは原因となり得ると思っていたのに、何もしなかったとするとそれはやっぱり問題。

○片山廃棄物リサイクル課長

現状の確認でよろしいですか。

○内藤総務局長
はい。

○片山廃棄物リサイクル課長
分かりました。

○望月盛土対策課長
すみません。

○内藤総務局長
望月さん。

○望月盛土対策課長

先ほど、3階建てで話が出ましたが、あれは、前回というかも半年前ぐらいに■■■■で記事になって、それで、建築安全のほうが、何か調べていたんですね。最終的に、知事報告しているはずなんですね。なので、結構いろいろ調べていましたので、そこからの情報をもらえるかもしれません。

それとあと一つ、今回、C工区は無許可なんですね。土採取条例の届出の有無というのが、もしかしたらあるんじゃないかというのが書いてありますけれども。

○福田土地対策課長
ないと思います。

○望月盛土対策課長

そうすると、仮にC工区が無許可ということは、許可は申請していないということですよ。結果的に、C工区は許可が出ているんですね。ということは、土採取条例というのは、多分あり得ないんじゃないかと思うんです。ということは、C工区自体の無許可だったものが許可が出ているということは、許可申請はどこかに出ているんですよ。平成18年か平成17年。

○清水総務局参事

平成17年の3月中旬ぐらいに許可申請が上がって、年度が変わって4月11日でしたっけ。

○福田土地対策課長

そうです。それは■■■■ですね。

無許可はあくまでも宅造という観点の無許可であって、土採取はまた別の話じゃない

ですか。彼らは、⑤のための土取り場として④を使っていた。条例の届出は、1回でできたみたいなんです。それは間違いない。ただ、その届出は恐らく受理されていない。

○望月盛土対策課長

宅造は申請が上がってきている？

○福田土地対策課長

宅造は、何回も出しては消え、出しては消えていますよね。許可を取って、解除し、許可取って解除してと。区域といえるほど大きくないです。宅造が2戸の区画ぐらい出てきていました。

○清水総務局参事

土採取は、何か適用除外のパターンがあるじゃないですか。それって、何か森林法の。

○福田土地対策課長

そう、都計法とか森林法。

○清水総務局参事

それで出てないとかそういう話とはまた違うのですか。

○福田土地対策課長

恐らく違うと思います。

○清水総務局参事

許可取っていないからあれですけども、もともとが。

○内藤総務局長

そうすると、望月さんとしては何を聞けばいいという。

○望月盛土対策課長

せっかく建築安全がある程度調べてあると思うので、その情報を反映したほうがいいと思うんです。それを、ヒアリングじゃないけれども。

○清水総務局参事

知事報告をもらったりとか。

○内藤総務局長

そうですね。ヒアリングというよりもそこはじゃあ。

○清水総務局参事

■■■■に確認してみます。

○福田土地対策課長

そうですね。■■■■に電話しておきましょうか。

○内藤総務局長

それ、さっきのその黒い家の話ですか。

○望月盛土対策課長

今回の記録を見ると記録文書が書いてあって途中で尻切れとんぼ。指導をしていたんですが、それも途中で終わってしまっているんですね。そういう様子が出てこないのですが、その指導も中途半端だったんですね。もともと、本来は、宅造の許可をするべきとか、取るべきところを取っていなかったとか、面積的に500平米以下なので取らなかったとか、そんなところ。いろいろやり取りがあって。

○福田土地対策課長

D244についていましたが、宅造の許可はないんですよ。宅造違反カードがついていて、■■■■関係です。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう、それ。

○福田土地対策課長

開示を求めています。

○内藤総務局長

宅造違反ですか。

○福田土地対策課長

宅造違反カードという公文書があって、それが黒塗りだらけで、■■■■がそこを公開しろという話を盛んに熱海土木とやり取りをしていて。

○内藤総務局長

それ、もめていたやつ。

○福田土地対策課長

そうです。

○内藤総務局長

ここについていないということは。

○福田土地対策課長

④区域、⑤区域でもないののでつけなかった。

○内藤総務局長

■■■■■は、何かそれが原因だと言っているわけですか。

○福田土地対策課長

そこからの水の流れて崩れたんじゃないかと言っていました。

○内藤総務局長

それは、法律がまた違う感じになってしまいますね。

○福田土地対策課長

都計法は全く関係ないですよ。

○内藤総務局長

分かりました。建築安全の書類をもらってまた見てみます。

○内藤総務局長

それ以外、何かありますでしょうか。よろしいですか。

ちょっとここで休憩取りましょうか。

(休 憩)

○内藤総務局長

それでは、引き続いて土砂災害防止法、よろしくをお願いします。

杉本課長。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それでは、4ページですが、土砂法の関係ですと、特別委員会からの報告書の中にも書いてありますように、ここはやはり、基礎調査から指定までに時間を要したということ、一つ大きな確認事項になってくるということで、今回の職員へのヒアリングについては、この点について確認しようと思っています。

これに対しては、行政文書が残っていないこともあって、職員へヒアリングするんですが、まず1番目に、伊豆山地区における基礎調査の実施ということで、実際やったのが、2005年から2011年ということでやっています。

逢初川については、平成17年度、2005年にやっていて、平成23年度、2011年度に終わっているんですが、指定をしていることで時間がかかったことに対してのヒアリングになります。まず、ここに書いてあるのをちょっと読ませてもらいますが、2005年度に逢初川の基礎調査を実施してから2012年3月30日に指定するまでの間、熱海市伊豆山地区の基礎調査は、2005年度と2007年度、2008年度、2011年と複数年度かつ年度を空けて実施しているというのが実情であります。

こういう状況において、まず、1番目に、伊豆山地区の調査を一度にまとめて実施していない理由は何かということの確認。当然、これを一遍にやれば、すぐにでも指定ができたんじゃないかということもありますので、どうして一緒にやらなかったのかというところ。

あと、2番目、逢初川の基礎調査実施後、すぐに指定しなかった理由は何かというところ。伊豆山地区をまとめて指定しているんですが、それを熱海、逢初川に特化してすぐに指定しなかった理由は何かというところを、担当レベルでも確認したいと思っています。

3番目、伊豆山地区の区域指定に係る地元説明でどのような意見があったかということ。区域指定前に地元説明会をやっております。その中で地元からどのような意見が出て、そういう意見の下に、指定が遅れてしまったということも考えられますので、この説明会でどのような意見があったのかというところを確認したいと思います。

あと、2番目に、泉地区の基礎調査及び区域指定ということで、2009年から2010年にやっています。もともとの計画をちょっと前倒して泉地区の指定をしておりますので、確認事項として、県境に接する泉地区の指定を優先させた理由はなんですかということと、当時、神奈川県との区域指定の調整をどのように行っていたのですかというこの2点を確認事項として、今考えております。

以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

以上の説明について、何か御意見、御質問等ありましたらお願いします。

清水参事。

○清水総務局参事

中身についての質問ではなくて、これは行政対応検証委員会で聞いているかもしれないのですが、指定までの期間の間で盛土がされていたので、当時、逢初川の源頭部における盛土等の開発行為を認識されていたのかどうかということと、あとは、認識をしていたとしたら、その開発行為に対してどういう認識を持っていたかということも聞けるのであれば、行政対応検証委員会とダブらないのであれば、聞いてもいいのかなと

と思ったので、これは意見として。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

行政対応検証委員会で聞いたかもしれないというのは、その意図は何かあるのですか。

○清水総務局参事

行政対応検証委員会のときにヒアリングをやっているじゃないですか。なので、危険性の認識があったのかというヒアリングをやっていて、その中に、もしそれが包含されているのであれば、ダブるのかなと思ったのですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういう認識が今までなかったのですが、ただ今回ヒアリングするメンバーがそのときヒアリングしたメンバーと重なっているかどうかというところもあると思います。

○清水総務局参事

そうですね。重なっていなければ、なのですが、名前まで分からない。こちらは分かるんですが、行政対応検証委員会のほうの実名が分からないので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

聞くことは全然。

○内藤総務局長

前も何か言っているかもしれないですけども、盛土がされているということをなぜ説明会等でも説明しなかったのかというところが聞けないですかね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

要するに、説明会で、どのような意見があったのか。

○内藤総務局長

そうですね。盛土のことについての。

○内藤総務局長

前にも聞いたかもしれないですが、やはり自然由来のものじゃないと、というようなことでしたかね、当時。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

どちらかというと、上がこうだったからこうですという話ではなくて、区域指定（土砂災害警戒区域のこと）がこういう区域指定になりますよ、このエリアが（土砂災害の）お

それがありますよという、どちらかという、下の区域指定をするエリアについての話がある。そちらが主として説明するので、上でこういう開発行為があって、それを基に、この区域指定は特に考えてないとか、そういう話は多分していないんじゃないかなと思うんです。どういう内容をその説明会でしたのかについては、今の盛土の説明をしたかどうかと併せて、県側としてどういう説明内容だったんですかというのをつけたんですよ、こっちに。当時。

○松村砂防課傾斜地保全班長
説明の内容を。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
説明会の際の資料はつけなかったんでしたっけ。

○松村砂防課傾斜地保全班長
説明会の資料は、資料 14。
区域の設置された範囲を示す資料と法の概要を示したパンフレットが、説明資料というのが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
せっかく聞くので、こういう資料を提示して、その当時どのような説明会の際に話をしたのかというところは、確認できます。

○内藤総務局長
お願いします。

○望月盛土対策課長
当時、地元説明会したという議事録は取っているんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
議事録について確認したところ、残念ながら取れていないのが現状でした。委託業者、基礎調査の委託業者にもその辺を確認したんですが、そういうのはなかったです。

○内藤総務局長
望月さん。

○望月盛土対策課長
鳴沢川は今回対象外ですか、調査から。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
鳴沢川の。

○望月盛土対策課長
基礎調査と指定は対象外だと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ヒアリングの対象外かどうかということですか。それは、鳴沢川の指定についての地元説明会ではなくて、どういうふうに鳴沢川についての区域指定を考えていたかということですか？

○望月盛土対策課長
まず全体の話として、D工区という話が今まであまりクローズアップされてない中で、今回、いろいろな資料を外部に提供するという話があったじゃないですか。ということは鳴沢川の話も出てくるかと思って。そうすると、そのときの指定から、基礎調査からの指定の間とか、指定したときに地元に対して説明しているの、そこでどういう反応があったとか。そういうのが必要になるのかなと思ったのですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
いずれにしても、鳴沢川も同じ時期に指定しているので、それは確認できます。ですので、今のヒアリングする内容としては、鳴沢川についての説明会時の意見とか、事務局の意見、県として鳴沢川についてどのような説明をしたのかということですね。

先ほど来出ている現場説明会時の説明内容として、逢初川だけじゃなくて鳴沢川も含めて、どういう説明をしていたのかということと、あと、どういう意見が出たのか。

○内藤総務局長
それを追加ということによろしいですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
はい。いいです。

○内藤総務局長
お願いします。
そのほか、どうでしょうか。
では、聴き取りについては、以上によろしいですかね。

○清水総務局参事
廃棄物は、ものはついていないですけれども。

○片山廃棄物リサイクル課長

今のところ記録文書はこれだけあるので、あとは、どうでしょうというところなんです。

○内藤総務局長

清水さん、じゃあ。

○清水総務局参事

自分は、昨日、委員会の資料を整理して、事実関係を整理して、皆さんに確認していただいたんですが、その中で、廃棄物処理法をまとめていく中で資料を見ていったときに、論点にも挙げていることなんです。例えば、あそこは■■■■■■■■■■がまだ所有していた当時、その北西側区域に日金の解体工事の現場から廃棄物が持ってこられている中で、排出事業者が誰かというのを、法に基づく18条報告で、最初は、関係3者に報告を求めたとき、■■■■■■■■■■本人含めて3者とも、排出事業者は■■■■■■■■■■だという報告を上げていたと思います。

ただ、その後の記録を見ていくと、排出事業者が誰かというのが不明確だという認識を示されているんです。それで、何でそういう認識だと思っているのかというところが、公文書上読めなくて。通常考えると、法に基づく罰則がある。法に基づく報告を求めている、当人が自分は違うと言っているのであれば、ほかの2人があいつだと言っている不明確だ、というのは分かるんですが、本人も含めて自分が排出事業者だと言っているんです。排出事業者が不明確という認識を示されている考え方がよく分からなくて。

そこで、排出事業者だと特定できれば、もう排出事業者としての法律上の対応ができたいと思うんですが、不明確という認識を持っているので、その先に進めなかったというところがあるのかなと思うと、そこら辺が見えなかったのも、確認してもいいのかな。

あとは、■■■■■■■■■■のほうに所有権が移転した後に、まだ当時の■■■■■■■■■■は善意の第三者的な位置づけだったと思うんですが、■■■■■■■■■■に廃棄物の処理をお願いというか、自分でも何とかしなければいけないと思っているようなお考えを示されていたとは思いますが、あくまでも善意の第三者であって、廃棄物を処理する責任を負う方ではなかったと思うんですが、もともと廃棄物を持ち込んだ可能性が高いと思われる人よりも、■■■■■■■■■■のほうに寄っているような、公文書上はそんな印象も受けたものですから、その辺りの考え方がどうだったのかというところとか。ほかの場所でも、そういう対応をするのか、そういうところが分かったら、というのがあります。

あとは、木くずの関係で公文書を見ていったときに、木くずを集めたけれど、集めておいたところに土をかぶせてしまったので、どこにあるか分からなくなってしまった、掘り起こす、となっていて、掘り起こしに行ったときに、掘り起こしている場所が違うのではないかと言ったら、いやここでいいんだと言って、掘ったら、確かに木くずは出てきたんですが、そのときに立ち会っていた別の人が「自分たちが集めた木くずが埋まってい

る場所をあそこじゃない」というようなことをおっしゃっていて。

あとは、ただ、1回掘り起こしたものを源頭部のところに仮置きしておいたときに、仮置きしてあるところの下が何か崩れて、そこから新しい木くずが見つかったという記述があって。ただ、その新しく見つかった木くずについても、一緒に源頭部の北西側区域のほうに持っているものですから、それも含めて処理はしているんですが。なので、その新しく見つかったものが、もともと集めておいたものというふうに考えればいいのかどうか、というところを聞いてもいいのかなと思ったものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

3つあると。

○清水総務局参事

まあ大きくは。あとは、ちょっと細かいところもあるんですけども、大きくは、その辺り。公文書ではちょっと分からないところがあったので、聞けるのなら聞いてもいいのかもなと思ったので、意見として言わせていただきました。

○片山廃棄物リサイクル課長

具体的には、公文書があるけれども、さらに聞きたいことがあるという形で？

○清水総務局参事

そうです。なので、公文書から事実は分かるんですが、なぜ当時そう考えたのかが分からないので、そこを聞いて。考察するとき、その辺の考え方が分かったほうが考察しやすいのかなと。昨日、もう1回改めて廃棄物処理法関係の公文書を見ていて、考え方が分からないと思ったものですから。

○片山廃棄物リサイクル課長

最後まとめていく上で、そこを聞いておいたほうがいいかなというところですかね。その人を。

○清水総務局参事

自分はそう思ったのですが、そうではなくて公文書からでもできるんじゃないかということであれば、聴き取り調査自体は必要ないということもあると思うので、その辺り、この場で、皆さんの御意見を伺えたらと思ったところです。

○内藤総務局長

廃棄物処理法について、ほかに御意見がある方はいらっしゃいますか。よろしいですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

すみません。廃棄物の関係は、ここで呼んで委員会のほうで聞くという前提で準備を検討するということがいいですかね。

○内藤総務局長

そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

今、記録文書があるので、こちらのほうで当時の状況を誰々に聞き取るというのはできるとは思うんですが、どちらがいいのかなと思って。

○内藤総務局長

委員会として、ヒアリングをやるということでもいいですね。

○清水総務局参事

この場はそういう場なので、今の段階で聞くのなら、ヒアリングという形のほうが。ほかの法令との並びから見て、何で廃棄物だけ個別に聞いているのみたいな話になってしまうとあれですから。

○内藤総務局長

来ていただいて、ヒアリングをすると。

○片山廃棄物リサイクル課長

というところで、あとメンバーの案みたいなものを。

○内藤総務局長

そうですね。今、清水さんが言ったことをペーパーになっていないのでまとめていただいて。

○清水総務局参事

紙があるので、片山課長のほうにお送りをして。

○片山廃棄物リサイクル課長

それで、ほかの法令と同じように、当時こんな人がいたのでこのあたりかなというのを示す。

○清水総務局参事

それで調整をしていかななくてははいけませんね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そのほかいいですか。全般的な話ですが、これからするヒアリングの方法ですが、当然ながら、ヒアリングをされるほうは、多分、何も資料を持っていないと思うので、記憶をよみがえらせてもらうためには、やはり、さっき言った写真や当時の復命書、そういうのを実際に提示した上でやらないと、多分、何言ってるのという感じだと思うんです。

だから、そのヒアリング方法を同じような形に、みんな法律を同じような形でやったほうがいいかなというのが一つ。あと、先ほど、都市計画法の関係で聞いたときに、役付が主査レベルだと現場に行っていることが多かったが、実際、そのヒアリングや現場に行ったとかの復命書も含め、上まで報告をしていて、上の人からどういう指示が来ていたのかということも、全ての法律においても、聞かなくてはいけないかなと。

その人の考え方も、現場の状況を聞くのはいいのですが、それをちゃんと上まで報告していたのか、上からどういう指示が来ていたのかということも併せて聞いたほうが自分はいいかないかと思いました。

そうすれば、担当レベルじゃなくて、ちゃんと上で、組織的に、そういう考え方でこの問題について取り組んでいたのかどうかということが確認できるのではないかな。

○内藤総務局長

当時、さっき、福田さんが出してくれたこのリストだと、これは担当の人ばかりといたしますか。

○福田土地対策課長

はい。基本は、上から言うと主査、主事、主任、主幹。■■■■はなんだったかな。■■■■も主査ぐらいです。

○内藤総務局長

当時の上司の方にも聞いたほうがいいということですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いや、ちゃんと報告していたのかどうかということ。どういう意見が来たのかとか。上司までいっちゃうと、すごく。

○内藤総務局長

報告したと言うけれども、上司は聞いていない、ということもあったりするのかなと。

○清水総務局参事

課長なのか。次長なのかみたいな。そんな感じになってしまうでしょうね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

でも、この前、行政手続では一応やっているんだよね。

○清水総務局参事

そうですね。行政対応検証委員会のほうは、多分。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

上の人でしたね。

○清水総務局参事

上にも聞いているんじゃないかなと、上を含めて聞いているんじゃないかなと思うんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

そのときに誰に聞いたかというのは、ないんですよね。

ですが、廃掃法だと誰を呼んで誰に聞いたみたいなのは。

○清水総務局参事

廃棄物処理法はちょっと分からないですけども。(ヒアリングを) やっていた場の近くにはいたんですが、誰が来ていたかまではちょっと。

○内藤総務局長

何人ぐらい来ていたんですか。

○清水総務局参事

結構来ていましたよ。1日でというわけじゃなくて、1週間ぐらいかけてやっていた気がするの。リストは多分ないんじゃないかな。ただ、どのレベルの人まで呼んだか、当時近くにいた方に聞けば、多分分かるんじゃないかと。

○内藤総務局長

それは、事務局の人ですか？

○清水総務局参事

いや、ヒアリング自体は、事務局じゃなくて検証チームがあって、今も、当時、再任用で参事でいらっしゃった方、今は主幹でいらっしゃるんですけども、あともう二人。二人ぐらいの方がチームになってやっていたので、ヒアリング自体も、自分が聞いたところだと、やはり先に何を聞くかというのをお渡ししつつ、当時の資料も先にお見せしている、という話も聞いた気がするものですから、そこら辺、どういうやり方だったか、そ

の方々に聞けば分かると思うので、それを参考にしながらという形。

ただ、このおしりを見たときに、うまくヒアリングが収まるようにできるかというのは、ちょっと心配されるところではあるんですけども。

○内藤総務局長

そのチームというのは、どこの人ですか。

○清水総務局参事

法務課とあとはピックアップされた二人。ほかの課から連れてこられた二人がいるので、お名前を言うと、今の■■■■さんと、■■■■と、あと■■■■。

○内藤総務局長

■■■■は何の関係があるの。

○清水総務局参事

いや、総務課にいらしたときに、多分いろいろ大変なことがあり、そういうことにたけているというか…。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

経験があるということ。

○清水総務局参事

そうです。あと、口も固いだろうしとか、多分そういう人選じゃないかと思うんですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

守秘義務をちゃんと守るとか。

○清水総務局参事

そう。ぽろっとしゃべってしまったりしないということで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうですね。意識が高い。

○内藤総務局長

■■■■というのは、そういう観点で。

○清水総務局参事

■■■■にいらした方だったと。

○内藤総務局長

河川砂防の人の話じゃなくて。

○清水総務局参事

そのときは、■■■■何かでいらっしやいましたね。

○内藤総務局長

それは関係ないんですね。

○清水総務局参事

それなので、多分、交通基盤ということではないのではないかな、と。

○内藤総務局長

■■■■とかにいたから。

○清水総務局参事

■■■■、どこだったかはちょっとあれですけども。

○内藤総務局長

■■■■、いましたよね。■■■■にね。

○内藤総務局長

大川井さん。

○大川井森林保全課長

先ほど、都計法の方で職員の名簿を配られましたが、森林法も一応作ってあります。今、グレーに色がつけてある人にヒアリングしたらどうかと思っています。前半部分、まず、一番左側が課長、真ん中が班長、一番右側が班員なのですが、今グレーで塗ってある班員のところは、主任か主査になります。

前半部分は、現場へ行って主にやってくれたりということで、やはり担当になる。ただ、一番最初の森林のほうで認知したときというのはちょっと重いかなどと思って、班長も入れています。

後半は、だんだん連絡が取れなくなって、公文書も薄くなっていくので、そこは担当より班長あたりに考え方を聞いたほうがいいのかなどということで、このような感じになっています。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物もそういうことで検討するということになると、同じレベル感ですかね。役職とか。

○内藤総務局長

そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

それで、公文書で、決裁は多分文書で残っているものですから。

○内藤総務局長

でも、一番関わっていたとか覚えていそうな人ですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

いいですか。

○内藤総務局長

杉本さん。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

土砂法についても、リストアップ。

○清水総務局参事

すみません。なので、また後で、4人か5人くらいは名前があったと思うのでまた。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

こちらも終わっているの。一応できていますので。

○清水総務局参事

後でいただいたものを皆さんに。

○片山廃棄物リサイクル課長

もう1個いいですか。実際に呼んでヒアリングをやるときに、ちょっと危惧、心配しているところは、呼んだ人が一律に、記憶が定かでないとか、その辺はよく分からないということが、極端なこと、10人呼んで10人そうだったというと、がっかりとか残念な結果になってしまうんですが、そこはやむを得ないという、我々の考え方になっていくんですかね。記録がない以上、やるべきところまでは一応やった。疑問に思うところは聞

いたんだという。

その辺の落としどころというか、最後にまとめていくとき、そのヒアリングの位置づけ、期待するものがこういうものであって、目的があってやったが期待するものが得られなかったとか、あるいは、新しい証拠が出てくればとか。

あとは、何かその印象が、まとめる上で参考になるものがある、ということでやる、という目的になっていますかね。

○内藤総務局長

そうですね。実際、ここに登場する方がいらっしゃるので、復命とかで。全く覚えていないということはあまりない。

○片山廃棄物リサイクル課長

その資料があると、だんだん思い出してくるというのは、多分あると思うんですよね。

○内藤総務局長

そうですね。やっぱり事前資料とか。

○清水総務局参事

検証委員会を開く前にヒアリングをやっているのです、そのときにどういうやり方をされたかというのは確認して、それに倣うような形で。

○内藤総務局長

はい。お願いします。

○清水総務局参事

杉本さん、名前入れてくださったもので、そこに。

○内藤総務局長

2003年から13年までの。これは、どのぐらいの役職の方ですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

主査、主任くらいですね。やっぱり担当ですよ。

○清水総務局参事

直接的にやっていた方という。

○内藤総務局長

企画検査課の担当さんか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうですね。

○内藤総務局長
何かもうすごく偉い人になりますね。
また、これ皆さんに共有します。

○清水総務局参事
この場で資料という形になりますけれども。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
4人でしたよね。

○清水総務局参事
4人ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
はい。お手元の。

○内藤総務局長
それでは、その他で何かありますでしょうか。ヒアリングに追加したほうがいいこととか。何でもいいですよ。
杉本さん。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
今後の予定が出てきたので、最終的な報告書について、何となくイメージが、こういう作業があるなと思ったんですけれども、報告書の具体的な。

○清水総務局参事
そうですね。今、自分のこの作業のイメージとしては、今は1から3のリバイスをお願いしていて、15日までにそれを集めさせていただいて、横並びで練り直しをしながら、9月29日午後に予定している11回のときに、検証委員会の報告書はこういう構成でどうですかというのをお示しをさせていただいて、御意見をいただきながら全体の構成を固めて。まずは、その1から3をパツと固めて。あと4以降、考察の部分について、今、自分がイメージしているのは、この間まとめた論点があるものですから、それぞれの法律の論点について、それぞれの委員の方に考察やまとめを書いていただいて、それを戦わせて、検証委員会としての考察やまとめ、という形にしていくイメージかなと漠然と

思っています。

その辺りはまた委員長にも相談しながら、9月29日辺りに、皆さんにお諮りしようと思っていたところです。イメージとしては、みんなで書いて、それぞれが書いて、ぶつけ合って固めるみたいな。考察、まとめの部分は、そんな形でどうかなと思っているところです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

技術屋さんは、そういうのはあまり慣れていないので、事務系の人に力を借りないとうまく書けないのがあるので、ぜひ添削をお願いしたいと思います。

○清水総務局参事

また、そのあたりのやり方とか相談させてください。

○内藤総務局長

何かありますかね他に。福田さん。

○福田土地対策課長

話がちょっと元に戻りますが、先ほどの聴き取り調査の関係で、今、砂防にしても森林にしても、メンバーを出しましたが、これでもう決定ということでもいいですか。

○内藤総務局長

取りあえずは、ここは最低やるということですよ。

○福田土地対策課長

実は、私、もう大体電話してしまって、こういうメンバーで、ここでやるよと告げてあるんですが、どんどん進めていっていいんですか。

○内藤総務局長

いいですよ。

○清水総務局参事

ただ、日の設定とかは、それぞれ皆さん、対象の方がいらっしゃる中で、この1か所だけでこの日この日と決めちゃうと。

○内藤総務局長

例えば、この人たち、みんな、何月何日て来てくださいますとも来られる人ばかりじゃないですよ、きっと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
一斉聴取はかなり難しそう。

○清水総務局参事

なので、午前か午後かの御都合だけお伺いして、それを寄せ集めて、ではこうしようか、とやれるのが一番いいかなと思います。

○内藤総務局長

今、想定しているのは、本会議中ですか？清水さん。

○清水総務局参事

そうです。本会議中というか、9月の。

○内藤総務局長

本会議中は皆さん忙しいのかな。少なくとも本会議には出ないので。

○清水総務局参事

ただ、全員でやるわけではないですよ。全員でやるイメージですか？

○内藤総務局長

全員でやるイメージではないですね。本会議中のどこかで、例えば、XXXXXXXXXXはいつだったら来られますか、砂防課の何とかさんはいつ来られますかという。そうすると、この人とこの人はこの日に来るとなって。

○清水総務局参事

星取り表みたいなのがあって。

○内藤総務局長

では、ここは杉本参事には来てもらって、福田さんにも来てもらってという。私と清水さんは必ず入る。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

このメンバーはやっぱり、総務局長、清水さん、望月課長。

○内藤総務局長

望月さん。

○清水総務局参事

そうです、望月課長にも。イメージとしては、局長と望月課長と私が、第三者的な立場というイメージかなと思うと、望月課長は技術職ですし、いていただけのほうがありがたいです。

○内藤総務局長

もちろん、都市計関係の方が来るんだったら、できれば福田さんにも来てほしいし。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

所管法令の。

○望月盛土対策課長

わざわざ対面でなくても、ウェブでもできますからね。

○清水総務局参事

これでということですか。現職だったらできるという、確実に。

○望月盛土対策課長

OBだってできるでしょう。

○清水総務局参事

環境がある人だったら。なるほど。そういう手もあるんですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

確かに向こうから提案される可能性はある。ウェブでもいいのかと、逆に聞かれる可能性はある。

○内藤総務局長

悪くはないと思いますけれども。ただ、例えば、急に、この写真を見てというのができないのが、その。

○片山廃棄物リサイクル課長

言われる可能性があるのは、当時の証拠記録というか公文書は送ってくれば見るから、それでも駄目かと何か言われる可能性はあるのかなという。

○内藤総務局長

どうしても、相手がそういう御希望だったら沿うように、資料を事前に送って。もっとも、来てもらうにしても、資料は事前に送るのがいいと思うのですが。

○清水総務局参事

どの資料を送るかというのはちょっと。

○内藤総務局長

そうか。

杉本さん。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

前回の行政手続のときのヒアリングのときに、たしか■■■■が、そのとき誰かが、もうOBになった人は、無理にヒアリングすることはできないんじゃないかと言っていたと思うのです。だから、こちらの取組に賛同していただける方であればいいけれども、そういうふうに思わない人がいるから、絶対呼んできて聞かなくてはいけないんだという、警察ではないから、強制力を持っているわけではないから、あくまでもお願いした中で、協力していただける方にやるというイメージですよ。

○清水総務局参事

そうですね。当然。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

特にOBは。現職はもうちょっと厳しい、そういう話じゃないと思うけれども。

○清水総務局参事

若干、職務命令的にね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、OBに対しては、ある程度、向こうの意向に沿うような形で対応していただけないかなと思うんです。

○内藤総務局長

都市計でいうと、OBは、■■■■と、■■■■。

○福田土地対策課長

■■■■もOBです。

○内藤総務局長

■■■■はでも。

○福田土地対策課長

そう、中にいますけれども。

○内藤総務局長

■■■■■。

○福田土地対策課長

■■■■■は職員ではない。

○内藤総務局長

だから、■■■■■はこちらが行くしかないのかな。

○清水総務局参事

そのほうがやりやすいというか。

○福田土地対策課長

そう考えると、恐らく全法令で聴き取り相手が20人ぐらいと、かなりたくさんいるなと思って。

○清水総務局参事

そうすると、かなりの時間は。

○福田土地対策課長

かなりきつい。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だって、これ8日間。

○清水総務局参事

ここは、あくまでも想定で入れてあるんで、もうあまり時間もないですし、ぴたっとはまるとはちょっと思えていないです。

○望月盛土対策課長

確かに、■■■■■はキーとなるかもしれませんが、今、■■■■■だから、恐らく出席・対応するには市長の決裁が必要になるんですよね。簡単に下りとは思えないので、それはそれで。

○清水総務局参事

協力要請をしてみてどうかという。

○内藤総務局長

杉本さんが仰ったようにOBの方とかこういう外部の方は、お願いベースというか、頼んで向こうがオーケーしてくれればできるという形になるのですが。

○清水総務局参事

なので、■■■■■にお願いするものは、きちんと文書も出してという感じになるので。

○内藤総務局長

そう。

○福田土地対策課長

そうなると思います。前回、公文書を見せていただいたときもそうになりました。

○内藤総務局長

■■■■■には、平成17年に熱海土木にいたからということでお願いするのだけでも、それ以外の年度の話も聞いてしまうかもしれない。

○望月盛土対策課長

そうなるでしょうね。

○内藤総務局長

お願いして拒否されてしまったら、もうしょうがないと思います。

○清水総務局参事

来週の火曜日にこの会議をもう1回やりますよね。そのときに、何となくこういう横並びで、どんな感じですかねとやることは可能ですか。ただ、もう明後日なので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

横並びというのは、それは日程調整の。

○清水総務局参事

そうです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それは、聞かないと。すぐに聞かないと駄目ですね。

○清水総務局参事

月曜、午前中ですからね。実質、明日しかないということですよ、もし聞くとしても。場合によっては、まずは、明日聞いていただいた範囲の中で。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

まず、やはり、この方々はそれなりの立場の人だと思うので、今現役の人は。だから、担当の課長からその人たちに申し訳ないけれどもと言って、協力依頼の電話を多分一人一人にしなくてははいけませんよ。その後、追って、星取り表ではないけれども、時間の都合のいい日を記入する様式を送らせてもらうので、それを記入して送ってくれという話。そういうやり方をしないと、いいかげんに呼ぶだけだとか何とかだと、「何だお前らは」となっちゃうと。

○清水総務局参事

確かに。

○内藤総務局長

そういう意味では。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこら辺は丁寧にやらないと。

○福田土地対策課長

もう既に上の5人はオーケーもらっています。

○内藤総務局長

オーケーもらっていて、あとは日程調整に入れる。

砂防課はこれからじゃあこういうのがあるからということをもまず打診してもらって。

森林もそんな感じですか。

○大川井森林保全課長

森林は、29日まで一応日程を聞いてしまいました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

素晴らしい。

○内藤総務局長

そういう方は、まだいずれも現役なんですか。

○大川井森林保全課長

現役です。

○望月盛土対策課長

■■■■■に聞きましたか？

○大川井森林保全課長

■■■■■は全部どこでもオーケーですって。

○清水総務局参事

職務命令できる人が余裕があったんじゃないですか。

○大川井森林保全課長

そうか、職員だから。

○片山廃棄物リサイクル課長

廃棄物のところはまだ。現職は、何人かは聞いています。退職者がいて、警察職員がいそうなので、その辺はどうお願いするのかというのがちょっとあるかな。

○内藤総務局長

元警察官ですか？

○片山廃棄物リサイクル課長

警察官で、派遣で来ていたという人だったので。

○内藤総務局長

警察も辞められているということ。

○片山廃棄物リサイクル課長

辞めていますね。そこはどういうお願いをしていけばいいのか。

○清水総務局参事

そこは、もうフリーな方ということになるわけですね。そうすると、この検証委員会から直接お願いするというような感じになるんですかね。ほかの方も同じですけども。

○内藤総務局長

みんな、そう。

○片山廃棄物リサイクル課長

あとは、連絡先を現職からたどっていくか何かしないと。

○清水総務局参事

そうか、連絡先が分からないですよ。それが大変だ。

○片山廃棄物リサイクル課長

ある意味、退職者だけれども割愛できているので。

○内藤総務局長

そもそも退職した人は教えられませんと言われてしまう。見つけ出して、連絡を取って。

○片山廃棄物リサイクル課長

お願いできるかというところ。

○内藤総務局長

協力をお願いできれば来ていただいて、例えば、今は再就職先があって、会社にも話を通してくれみたいと言われてたら、そちらのほうに話をするとかしないといけないかもしれないですけども。

○清水総務局参事

確かに、現職の人にも、この検証委員会への内々の協力依頼とか日程の確認はするのですが、実際にやるとなったときには、例えば、文書を所属に出したりという形でやらないといけないんですよ。

○内藤総務局長

そうなりますね。文書を出して。

○清水総務局参事

多分、旅費だとかの話も。

○内藤総務局長

旅費。

○片山廃棄物リサイクル課長

現職だと、休みを取って来てください、という話ですか？

○清水総務局参事

いや、なので現職の場合だったら。

○内藤総務局長

その課長さんをお願いをして。

○清水総務局参事

協力をお願い、依頼をして。

○片山廃棄物リサイクル課長

業務の一つとして出ると。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

大体、本人が所属長になっているので。

○内藤総務局長

業務として。業務じゃないものね、でも。

○片山廃棄物リサイクル課長

職権で来る？

○清水総務局参事

静岡県としての仕事だと思います。これは。所属関係なく。

○内藤総務局長

いいですよ。現職はね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

でも、依頼文は出しますか？

○清水総務局参事

依頼文はもちろん出します。なので、正式に御協力いただける、もしくは、職員の方は協力していただかないと困るんですが。

○内藤総務局長

知事の名前で出すか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

現職はね。

○清水総務局参事

ただ、依頼文は出さないと、逆に多分、今の所属にも怒られてしまうと思うので、そこはきちんと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それ、丁寧にやらないと。

○内藤総務局長

内外問わず、依頼文はしっかりと出していただく。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

時間ないですね。

○清水総務局参事

そうですね。なので、若干延ばさないといけないかもしれないです。そうすると、検証のほうにも影響してくるのですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

だけど、そこで検証はして。

○内藤総務局長

森林と都市計については、もうなんとなく話をしてくださっているなので、あとは。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

4人だからね。そんなに。

○内藤総務局長

しかも、現職の方ばかりですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです。

○内藤総務局長

事情を明日とかにお話ししていただければ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

はい。

○清水総務局参事

すみません。いろいろある中で。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ありすぎて。

○内藤総務局長

廃棄物については、さっきの清水さんのを整理してもらって、それに関わる人選を片山さんのほうでやっていただいて。

○片山廃棄物リサイクル課長

年数があるから多分。分掌の。人数が多くなってしまうかもしれない

○福田土地対策課長

依頼文は作っていただけるんですか。

○清水総務局参事

そこはこちらでやります。

○内藤総務局長

まとめて。

○清水総務局参事

最初の打診というか、内々の部分で。多分、正式に依頼するとなったら所属の総務だとかそういったところにも仁義を切らなければいけないと思うので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

旅費もあるでしょう。

○清水総務局参事

そうです。なので、多分、令達なり再配当みたいな話にも、場合によってはあるかなと思うので。

○内藤総務局長

旅費は再配当するの。あれの場合は。

○清水総務局参事

現職だったら、そのほうがいい。

○片山廃棄物リサイクル課長

現職だったらそのほうがいいですね。

○清水総務局参事

旅行命令を入れなければならないので、そうすると、命令を、特にどの目（もく）で切るかとかいう話になると思うので。

○内藤総務局長

自分の旅費で切ってもらって後で配当してやればいいか。

○清水総務局参事

先に配当してやらないと切れないかもしれないです。どうでしょう。振り替えればいいですかね。

○大川井森林保全課長

あとで歳出更正する。

○清水総務局参事

ええ。

○片山廃棄物リサイクル課長

「既定経費で」と言うと多分、怒られてしまいますよね。

○内藤総務局長

外部の人の場合は、その他旅費ということで。

○清水総務局参事

そういう形で、多分、流用してという形にならざるを得ないですかね。その他旅費というのは持っていないですよ。

○佐野総務局総務課長

前回、その他旅費を使っています。OBヒアで。

○清水総務局参事

それは、もともとそういう節を持っているのですか。流用するのですか。

○佐野総務局総務課長

持っていないくて、部局長調整費使っていました。

○内藤総務局長

ただ、OBの皆さんのその他旅費は全部うちで切るのか。

○清水総務局参事

そうですね。普通旅費のほうは、お金を送って、それぞれで切っていただくという形。

○片山廃棄物リサイクル課長

OBは振込？

その手間もあるので。

○清水総務局参事

どうやっていたのかな。多分振込。さすがに当日に判こをもらってやっていたとは思えない。

○内藤総務局長

宛名登録のようなものを作って、口座登録をやって払うと。

○望月盛土対策課長

そっちのほうの手間なんじゃないかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

そっちの手間のほうがかかったりして。

○清水総務局参事

昔のは残っていないですかね。職員だった時代のものが登録されている気がしないでもないんですけども。退職だとやめてしまうのかな。

○福田土地対策課長

それは捨ててしまうのかな。

○内藤総務局長

それは、捨ててしまうでしょうね。

ほかには、よろしいでしょうか、何か。

片山さん。

○片山廃棄物リサイクル課長

別件なのですが、明日出す書類・資料は何を出せばいいんですか。これでしたか。

○内藤総務局長

1から3。

○清水総務局参事

その概要ペーパーの1から3。

○片山廃棄物リサイクル課長

1から3と、あと宿題になっているこの資料。これはまだいいんです。整理が必要なもの。

○清水総務局参事

ここは整理が必要な事項で、基本的に1から3に該当するものだったら、その1から3に入れるようなイメージで。

○片山廃棄物リサイクル課長

イメージでということですね。分かりました。

○内藤総務局長

よろしいでしょうか。

次第の2に行きたいと思います。次回の会議について。

○清水総務局参事

そうですね。先ほどお配りした日程のとおり、来週火曜日の9時半ぐらいからお願いできたらと思います。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

9時と書いてあるが、9時半でいいですか。

○清水総務局参事

開催通知では、9時半で出させていただこうと思っています。

○片山廃棄物リサイクル課長

すみません。もう1個聞いていいですか。

○内藤総務局長

最後、次第3 その他ということで、その他、何かありましたらお願いします。
片山さん。

○片山廃棄物リサイクル課長

昨日、清水参事から送ってもらったこの表と、今日配ってもらったこの資料別冊は何か関係ありますか？

○清水総務局参事

関係あります。これは9月定例会の委員会資料の素案ということです。
昨日お送りして、確認していただいた。

○片山廃棄物リサイクル課長

この委員会というのが議会の委員会。

○清水総務局参事

庁内検証委員会というのは庁内検証委員会。9月定例会のあれです。

○片山廃棄物リサイクル課長

これが9月定例会で分けられる。

○清水総務局参事

委員会配布資料。

○片山廃棄物リサイクル課長

議員に配布する。

○清水総務局参事

素案ということ。

○片山廃棄物リサイクル課長

素案ということですね。これが、各常任委員会の先生に行く。

○清水総務局参事

それぞれの関係常任委員会の資料にもなる。

○片山廃棄物リサイクル課長

今日のこれになるということですね。

○清水総務局参事

今日のというか、前回まとめたものを今日の打ち合わせでも使うから資料とただけのものです。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことですね。分かりました。

○内藤総務局長

配布した論点というのは、前回、一応、これで決定したものですから。絶対変えられないわけではないですけれども。

○清水総務局参事

今日、打合せするときに、これが手元にあったほうが分かりやすいだろうということで。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。それで、もう1個いいですか。

これは、9月の定例会で配布される、議員に配布される資料だということが今分かったので、括弧書きのところも入ってくるのですか？

○清水総務局参事

一応入れるつもりですけれども。

○内藤総務局長

取りあえず、検証委員会としては、ここで一旦締めたいと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

○内藤総務局長

本日の庁内検証委員会は、これで終了します。

— 了 —